



奈良県景観条例に基づく

景観住民協定制度のあらまし

～ 地域の良好な景観を守り、育て、創り出していくために ～



まちづくりの一步をふみだしませんか

私たちのふるさと奈良は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土や豊かな自然環境に恵まれた地であり、これらと人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられてきました。

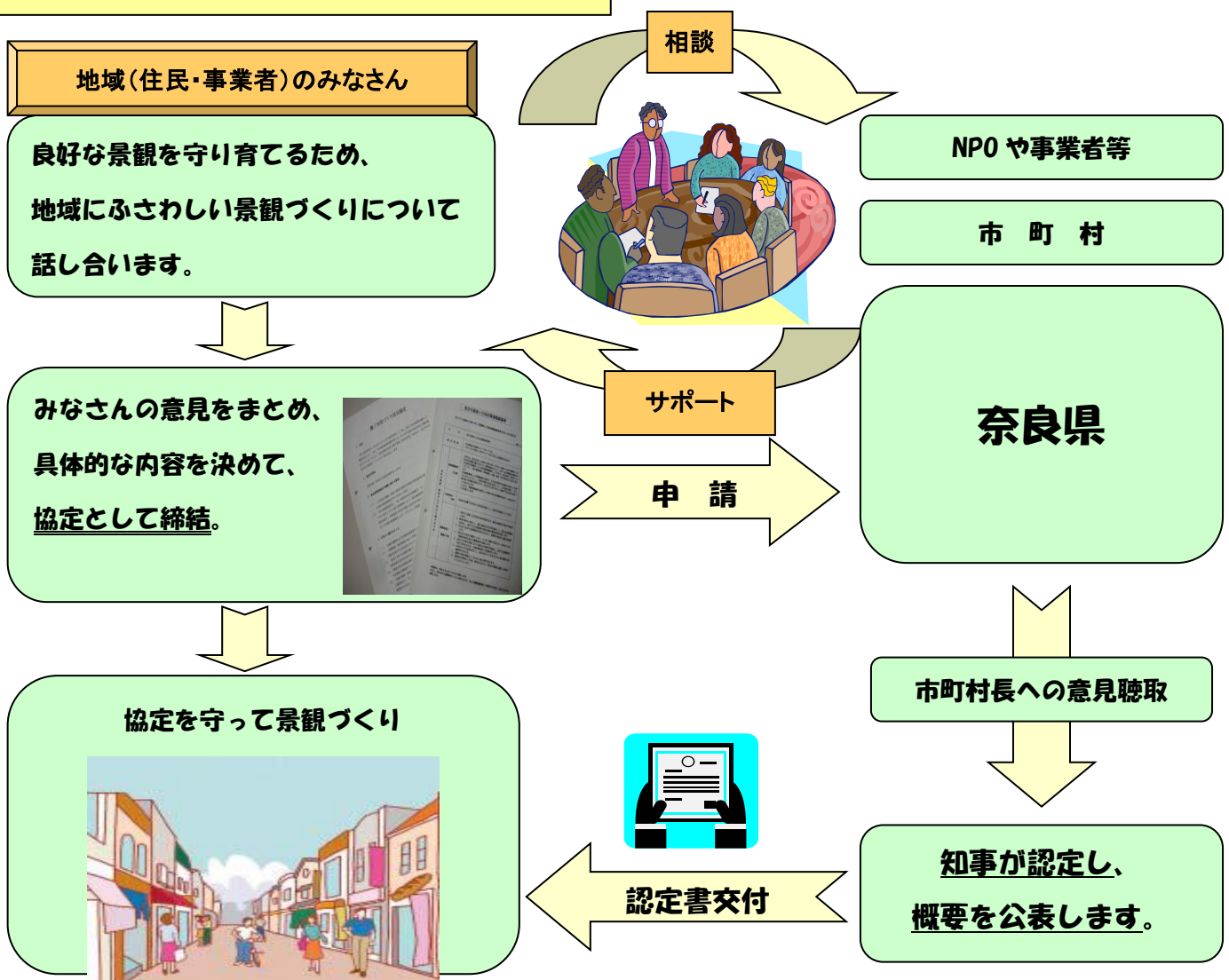
県や市町村では、この個性豊かな美しい景観を守り、育て、そして次の世代に引き継いでゆくために、様々な取り組みを進めていますが、そこに暮らすみなさんが、地域の景観について、自ら考え活動をいただくことも、非常に有効な方法のひとつと言えます。

「奈良県景観住民協定」とは

県では、地域（住民・事業者）のみなさんが、地域での景観づくりとして、一定の区域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関して自主的なルールを定め、地域のみなさんで守り育てるための協定として締結した場合、締結されたその協定を「奈良県景観住民協定」として知事が認定を行う制度を設けています。

認定された協定は、多くの方に知ってもらうため、その内容をホームページなどで紹介します。

「奈良県景観住民協定」認定の流れ



Q.景観住民協定の活用方法は？

A.地域の特性にあわせて、次のような活用方法が考えられます。

良好な市街地での景観づくり

- ・建築物や工作物の色や形状、素材、高さ、敷地の緑化などのルールを決める。

緑豊かな住宅地での景観づくり

- ・守るべき緑地や樹林地などの保全のルールを決める。
- ・堀の代わりに生け垣をつくる。

シンボルロード沿道での景観づくり

- ・シンボルロード沿いの敷地をセットバックし、オープンカフェなどを設置する。
- ・建築物の道路沿いに花壇などを設置し、花を植える。
- ・清掃活動の回数などのルールを決める。

観光地での景観づくり

- ・建築物の形態意匠のルールを決める。
- ・屋外広告物の色や大きさ、共同設置の義務づけなどのルールを決める。

良好な農村景観づくり

- ・農地の保全・利用のルールを決める。



Q.協定では、何を決めればいいのか？

A.協定で定めていただく事項は、次のとおりです。

- ・協定の名称、目的、対象区域
- ・良好な景観の形成のために必要な事項

(地域の特性に合わせ、地域のみなさんで決めていただきます。)

建築物	形態や意匠、位置や規模、構造や建築設備 など
工作物	形態や意匠、位置や規模、構造や用途 など
緑化	敷地・沿道の緑化、生垣整備、公的スペースの植栽整備 など
屋外広告物	設置する物件の形態や意匠、色彩や素材 など
農地	遊休農地の活用方法 など
その他	通路の整備、美化清掃 など

- ・協定の有効期間
- ・協定の変更・廃止に関する事
- ・協定の運営に関する事

Q.景観住民協定の認定要件は??

A.景観住民協定の認定要件は、次のとおりです。

①協定の区域が次の規模以上であること

相当規模の一団の土地（おおむね0.5ha以上または20以上の建物を含む土地）又は、道路、河川等に隣接する相当の区間（おおむね100m以上）にわたる土地

②良好な景観の形成のために必要な事項が定められていること

③協定の有効期間が原則5年以上であること

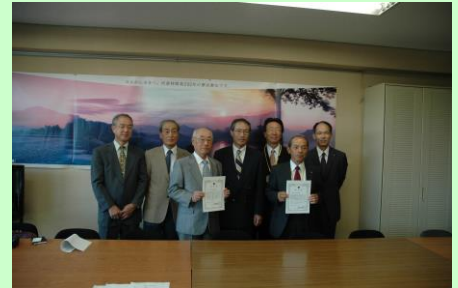
④協定区域内の住民等のおおむね3分の2以上の合意があること

2010年10月1日に

生駒市鹿ノ台地区、香芝市

真美ヶ丘地区の2地区が

県で初めて認定されました。



生駒市鹿ノ台地区&香芝市真美ヶ丘地区
のみなさん

良好な景観に関する住民協定の事例

鹿ノ台花づくり住民協定

1. 目的

花や緑の植栽により美しく潤いのある環境を継続し、維持管理活動を楽しむことにより心地よい、あこがれの住みたい街並みにしていくこと

2. 協定の内容

生駒市鹿ノ台地区の住民による、公的スペースにおける花壇の整備・維持管理等の花づくりに関するルールを定めています。

- ・花苗の植え付け、水やり、除草
- ・花壇の整備、日常維持管理
- ・年間スケジュールの作成
- ・住民の役割分担 など

香芝市真美ヶ丘地区環境整備基準

1. 環境整備基準の目標

質の高い住環境が確保された、次の世代に誇りを持って継承できる良好な街づくりを目指し、豊かな住宅地環境を形成し、保持すること

2. 環境整備基準の一例

建築物の壁面の位置：建築物外壁面から道境界・隣地境界まで1m以上

共同住宅の場合、開口部壁面3m以上、
その他壁面2m以上

最高高さ：10m以下（共同住宅は2階建以下）

緑化率：共同住宅等は敷地面積の20%以上、
店舗等は15%以上

垣・柵の構造：原則として道路面の垣・柵は植栽、ブロック塀の場合は植え込みを設置すること

広告・看板の制限：刺激的な色彩・装飾の使用により、美観風致を損なわないこと



このパンフレットに関するお問い合わせは

奈良県 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課 景観・屋外広告係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL:0742-27-8756 FAX:0742-22-8276